

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

2024 年 6 月 （初版）

成田国際空港株式会社

目次

1.ガイドライン策定の背景.....	1
2.用語の定義	2
3.設計変更等の手続き.....	4
4.設計図書照査及び設計図書変更等に係る業務	7
5.設計変更の対象となるケース	11
6.設計変更の対象とならないケース	16
7.設計図書等の疑義の解決	18
8.仮設・施工方法における「指定」・「任意」の使い分け	19
9.受発注者間のコミュニケーション	21

年 月	改訂内容
2024 年 6 月	「工事請負契約における設計変更ガイドライン」新規策定

1.ガイドライン策定の背景

(1) 背景

建設工事の特性として、土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性があり、また建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。こうした特殊性の下で工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

(2) 適切な設計変更の必要性

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という）第 3 条では「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない」と示されており、同法第 22 条の規定に基づきまとめられた「発注関係事務の運用に関する指針」では、「施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。」とされている。

2.用語の定義

(1)設計変更の定義

本ガイドラインにおける「設計変更」とは、工事請負契約条項に基づき設計図書及び工事請負契約書の内容を変更する手続きを行うことを言う。

(2)契約書類等の用語の定義

- | | |
|-------------------------|--|
| ・ 契約書類 | 工事請負契約書及び設計図書をいう。 |
| ・ 設計図書 | 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質疑回答書及びその他設計資料をいう。 |
| ・ 図面 | 工事の発注に際して、当社が示した設計図及び当社から変更又は追加された設計図をいう。 |
| ・ 仕様書 | NAA 特記仕様書、特記仕様書等を指す。当社発注工事に関する詳細及び固有の技術的要求を定める書類をいう。 |
| ・ 工事共通仕様書等
(関連法規を含む) | 土木工事共通仕様書（NAA）、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、電気設備工事共通仕様書その他、各工事の特記仕様書記載の適用する法規及び規格及び規程をいう。 |
| ・ 現場説明書 | 発注する工事の契約条件を説明するための書類をいう。 |
| ・ 質疑回答書 | 現場説明書及び現場説明に関する質問に対して、当社が回答する書面をいう。 |
| ・ 参考数量内訳書 | 仕様、数量及び条件等を明示した書類をいう。 |
| ・ 現場指示 | 当社と受注者が対応な立場で行う事前協議に基づき、設計変更契約手続きが終了する前に、受注者に設計変更内容の施工の指示をする行為をいう。 |
| ・ 指示書 | 現場指示の際に発行される指示内容の記載された書類をいう。 |

- ・技術提案書 工事の受注を希望するものが作成する企業の技術力（実施手順、施工上配慮すべき事項の的確性、企業の施工実績、配置予定技術者の能力等）をまとめた書類。
- ・設計図書照査 施工前及び施工中において、発注者又は受注者が自らの負担により契約条項第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行うこと。

(4)契約書類の体系

工事の請負契約において発注者と受注者における契約書類の体系は次のとおり。

(工事請負契約条項第 1 条)

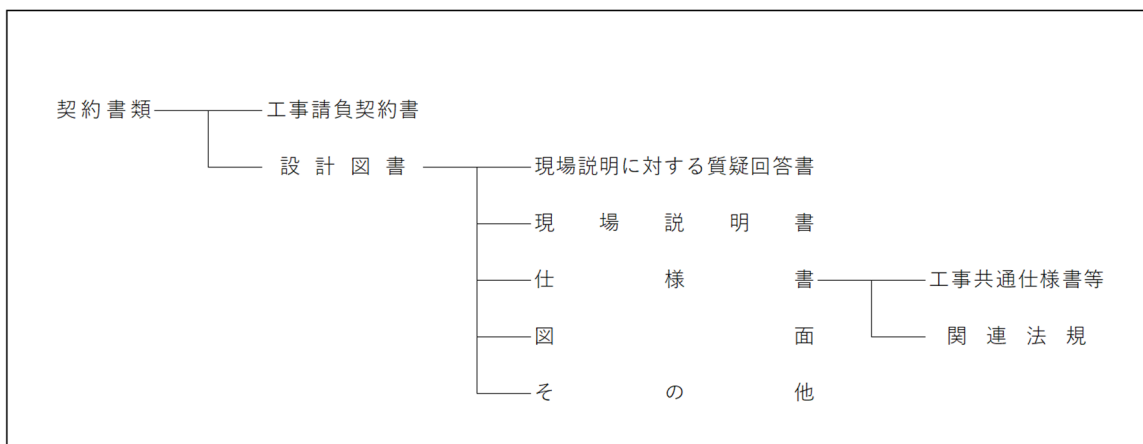


図 1

3.設計変更等の手続き

(1)設計変更の手続きフロー(全般)

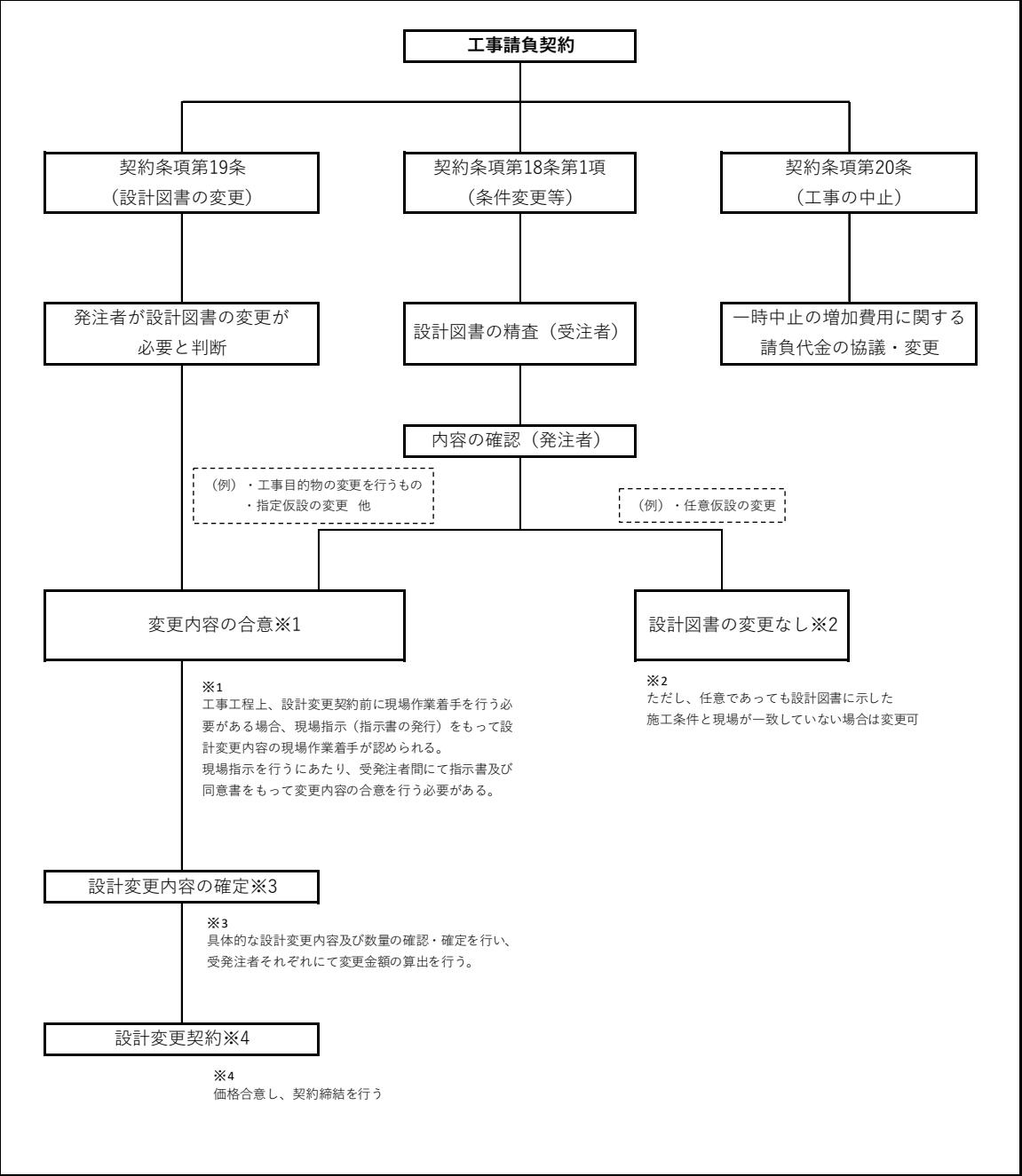


図 2

(2)設計図書照査に基づく設計変更時の受発注者間の手続フロー

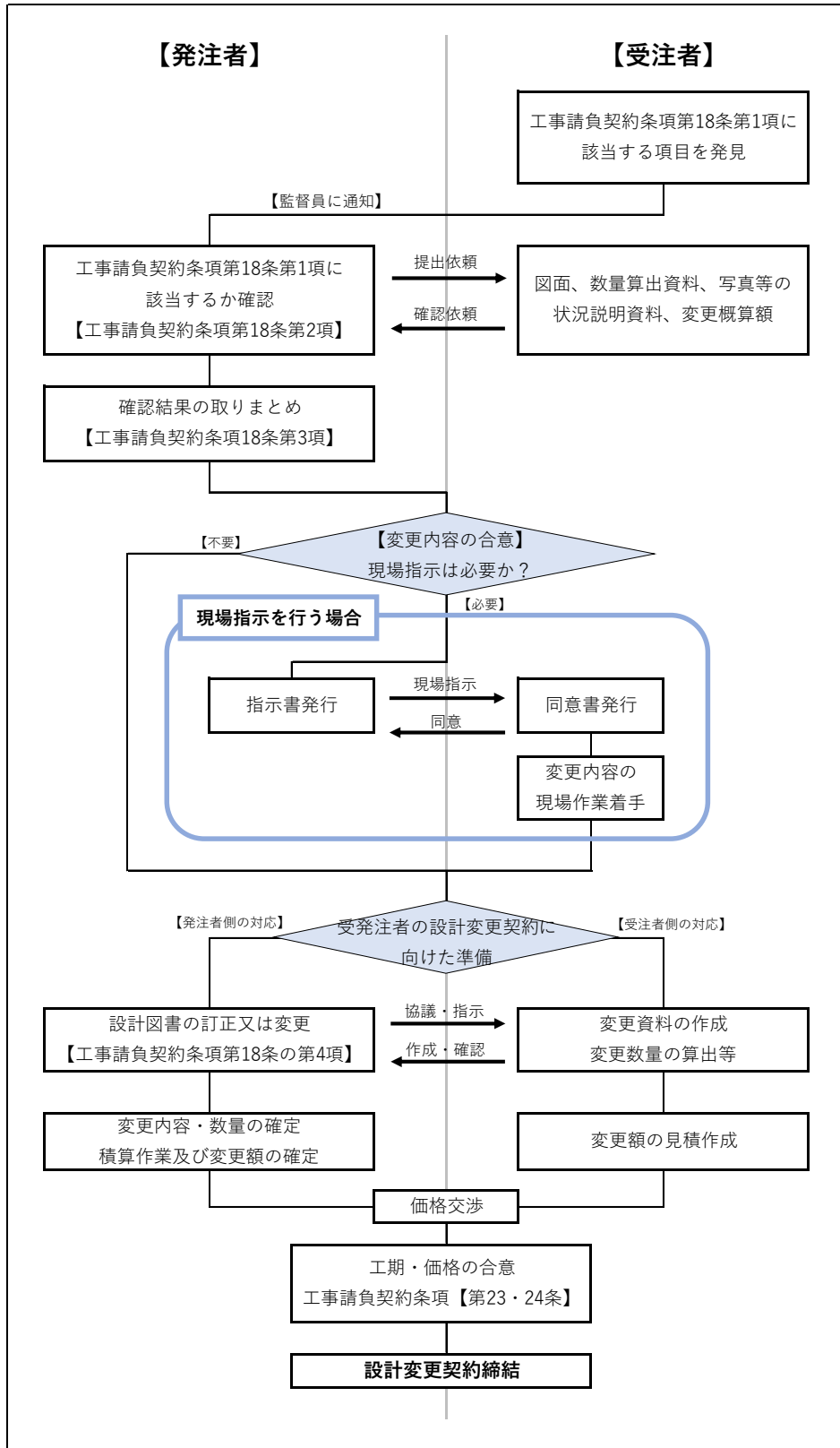


図 3

【現場指示及び指示書の発行・同意について】

工事状況により設計図書の変更内容を作業着工前に確定できない場合やその都度設計変更契約を締結することが不合理な場合は、発注者は現場指示（指示書・同意書の受発注者間の取り交わし）を行うことで、受注者は設計図書の変更内容に関する現場作業の着手をすることができる。なお、設計変更手続きについては、変更内容が確定した時点で遅滞なく行うこととする。

4.設計図書照査及び設計図書変更等に係る業務

4.1 設計図書照査と設計図書変更の位置づけ

「設計図書の照査」及び「設計図書の変更」のそれぞれの位置付けは下図のとおりである。

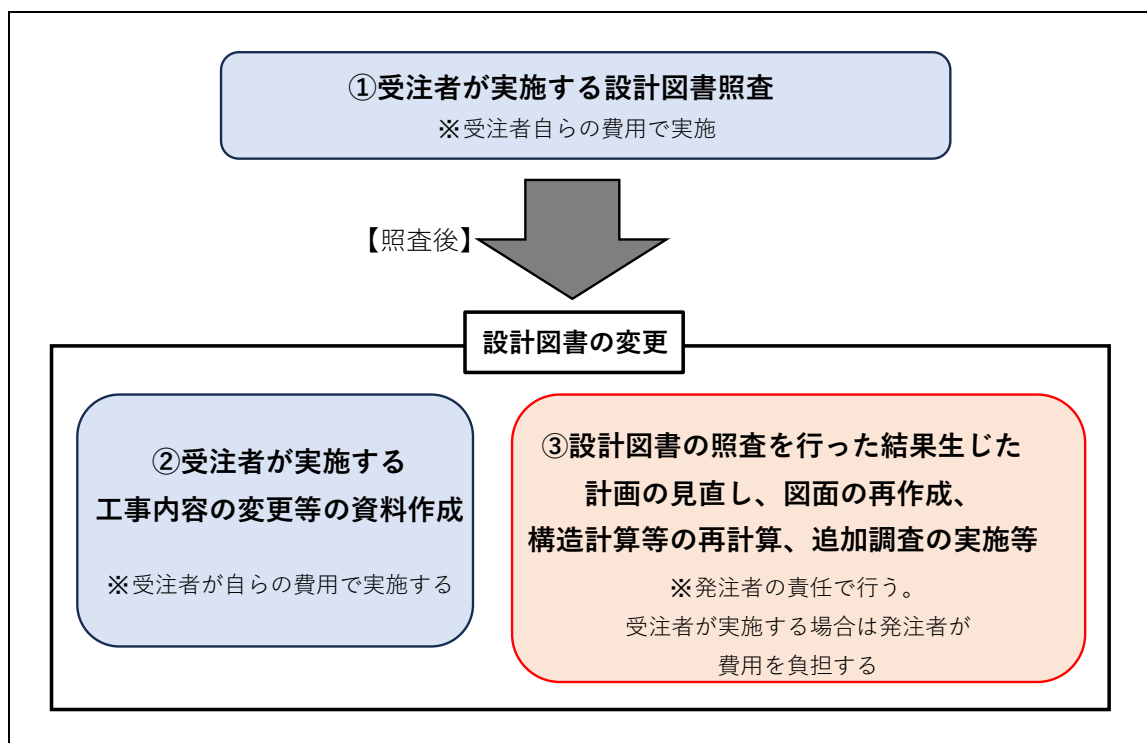


図 4

4.2 設計図書の照査に係る業務

(1) 受注者が実施する設計図書照査

図4の①に示す受注者が自らの費用で実施する設計図書の照査については、工事請負契約書において、以下の通り義務付けられている。なお、照査時に行う軽微な比較検討等は、受注者が自らの費用で実施する設計図書照査に含まれる。

(条件変更等)

【工事請負契約条項第 18 条第 1 項】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一．図面、仕様書が現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書の記載内容に齟齬が生じていること。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)二．設計図書に誤謬又は脱漏があること。三．設計図書の表示が明確でないこと。四．工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。五．設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別の状態が生じたこと。 |
|---|

4.3 設計図書の変更に係る業務

(1)受注者が実施する工事内容の変更等の資料作成

図4の②に示す監督員からの指示に基づき受注者の負担で実施すべき設計図書の変更に係る業務については、以下のとおりである。

ただし、工事案件ごとに工事条件が異なるため判断が難しいものについては受発注者間で協議を行うものとする。

イ) 工事材料に関する調査試験

品質管理基準に含まれる試験で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。(道路付帯機械設備工事は間接製作費及び共通仮設費の技術管理費に含まれるもの、建築工事は共通仮設費のその他項目に含まれるものを示す。)

ロ) 測量等現地状況の調査

現場測量に基づく現場地形図を作成するための測量調査等で共通仮設費の準備費に含まれるものを示す。

ハ) 設計、図面作成及び数量の算出

監督員より条件変更に該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。なお、技術管理費に含まれる範囲は、現地取り合いに係る軽微な図面等の変更程度とする。(道路付帯

機械設備工事は共通仮設費の技術管理費及び設計技術費に含まれるもの、営繕工事は共通仮設費のその他項目及び現場管理費の施工図等作成費に含まれるものを示す。）

二) 観測業務

軟弱地盤等での動態観測における施工計画書の作成、周辺地盤変動観測、報告書の作成で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

ホ) 施工方法の検討

ヘ) 条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

ト) 変更設計図面の作成

工事目的物の変更を反映した変更設計図面の作成で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。（営繕工事は現場管理費の施工図等作成費に含まれるものを示す。）

チ) 施工計画書の立案、工事の安全対策等に関わる調査

リ) 仮設施工方法等その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段に関わること(仮設構造計算、関係官庁等届出に必要となる資料の作成費用)

ヌ) その他資料の作成及び上記に準ずる作業その他共通仮設費に含まれるものを示す。

(2)設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算等の再計算、追加調査の実施等

図4の③に示す受注者の費用で行う設計図書の変更に係る業務の範囲を超える作業の内容は以下のとおりで、発注者が費用を負担するものとする。

イ) 応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計

ロ) 応力変位計測、地下水位等の動態観測等

ハ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された施工条件との不一致及び関係機関との協議による、大幅な変更による図面の作成及び修正、ボーリングを必要とする地質調査等（ただし、受注者の技術提案書等により施工方法の変更を行った場合などは除く。）

- 二) 現場での地質調査等により移動不可能な埋設物が発見され、設計図面に変更が生じたことによる設計計算及び図面作成
- ホ) 設計図と設計計算書に相違がある場合の設計計算及び図面作成
- ヘ) 照査の結果必要となった追加調査

5.設計変更の対象となるケース

以下のような場合については、設計変更の対象とする。ただし、工事案件ごとに工事条件が異なるため判断が難しいものについては受発注者間で協議を行うものとする。

また、本項に記載しているケースは、技術提案書に記載の工事範囲には適用しない。

① 図面、仕様書が現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の記載内容に齟齬が生じていること。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)(契約条項第 18 条 1 項 1 号)

原則として設計図書は、現場説明に対する質疑回答書、現場説明書、仕様書、図面、特記仕様書に基づく関連法規の順に優先適用する。

【事例】

イ) 設計図書の各書類において材料名称、規格・仕様、寸法・数量等の記載が一致しない。

② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約条項第 18 条 1 項 2)

設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことについて表示されていない場合

【事例】

イ) 条件明示する必要があるにも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。

ロ) 設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている土質に対応できない。

ハ) 設計図書に記載されている材料の規格が間違っている。

二) 設計図書に使用材料の規格が記載されていない。

ホ) 一式工事について、図面、仕様書又は現場説明書に設計条件又は施工方法に係る必要事項が記載されていない。

ヘ) 条件明示する必要があるにも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。

ト) 図面に設計寸法の明示がない。

チ) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない。

リ) 関連工事の設計内容が互いに整合していない。

- ヌ) 建築工事にて、既存機械配管の切りまわしが必須であるが、発注図に記載がない場合。
- ル) 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格等を変更する必要が生じた。

③ 設計図書の表示が明確でない場合(契約条項第 18 条 1 項 3)

設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の工事の施工に当って判断し得ない場合

【事例】

- イ) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ロ) 使用する材料の規格(種類、強度等)が不明確な場合

④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約条項第 18 条第 1 項 4)

自然的条件とは、一般的には地質、湧水等の状態、地下水の水位などがあり、人為的条件には、建物隠蔽部、地下埋設物、地下工作物、工事用道路の指定、関係機関等による工事条件の制約等がある。

【事例】

- イ) 設計図書に明示された土質(地形)や地下水位が現場条件と一致しない。
- ロ) 設計図書に明示された地盤高が工事現場(の地盤高)と一致しない。
- ハ) 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない。
- 二) 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が現場条件と一致しない。
- ホ) 関係機関等による工事条件の制約が課せられた場合
- ヘ) 設計図書の訂正・変更で、現場条件と一致しない場合
- ト) 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- チ) 設計図書に明示された配管・配線等と実施の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(契約条項第 18 条第 1 項 5)

上記④に示した自然的条件について設計図書に明示しておらず、周辺の状況からして特に予想し得なかった場合である。

同様に、人為的条件としては、予想し得なかった騒音規制及び通行規制、関係機関等により追加された工事条件のほか、埋蔵文化財の発見等がある。

【事例】

- イ) 施工中に埋蔵文化財が発見され、調整が必要となった。
- ロ) 工事範囲の一部に埋設物があり、地盤改良が必要となった。
- ハ) 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった。

⑥ 発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合(契約条項第 19 条)

契約の内容を極端に逸脱しなければ、発注者の意思で変更できることを認めたもの。

【事例】

- イ) 関係機関との協議の結果、施工範囲、施工内容、施工時間の変更を行う場合
- ロ) 新たに(同時に)施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合
- ハ) エアライン、テナント店舗、警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、関係諸官庁および空港周辺地域等の関係機関との協議により、施工内容の変更・工事の追加・工事条件の制約が課された場合
- 二) 使用材料を変更する場合
- ホ) 関連工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- ヘ) 隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する場合
- ト) 条件変更により、詳細設計のやり直しや追加設計を行う場合

⑦ 設計図書と異なる工事目的物の形状寸法や材料規格・品質であるが、設計図書の同等以上であり、発注者が認めた場合

設計図書（図面、仕様書）に示す工事目的物の形状寸法や材料規格・品質に対し、発注者との協議により同等以上と判断され、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる場合がある。

⑧ 工事の全部又は一部の施工について発注者が一時中止を指示した場合（契約条項 20 条）

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は「契約条項第 20 条」の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。

受注者が本件工事の続行に備え工事現場の維持費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用等本件工事の一時中止に伴い増加費用を負担する必要がある場合、受注者は、あらかじめその旨を発注者に通知するものとし、発注者は、発注者と受注者とが協議のうえ、定まった金額を負担するものとする。

また、工事一時中止とならない場合でも、発注者の理由により工期を変更し発注者が必要と認めた場合、共通仮設費における営繕費や現場管理費における労務管理費等、その他現場維持にかかわる費用については別途計上することが出来る。費用については、工事一時中止の場合と同様に受発注者間で協議のうえ計上する。

⑨ 発注者の請求による工期の短縮をした場合（契約条項第 22 条）

工事請負契約条項第 22 条（発注者の請求による工期の短縮等）に記載のとおり、発注者が工期の短縮を請求する場合は、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

⑩ 賃金又は物価の変動に基づき請負代金額の変更が必要となった場合(契約条項第 25 条)

以下のマニュアルに基づき実施するものとする。

- ・工事請負契約書第 25 条第 1 項～第 4 項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）

出典：国土交通省：技術調査：各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)

- ・工事請負契約書第 26 条第 4 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）

出典：国土交通省：<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001579320.pdf>

- ・賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 講（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）

出典：国土交通省：技術調査：各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について - 国土交通省 (mlit.go.jp)

⑪ 第三者等への災害防止等のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合(契約条項第 26 条)

第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、監督員の意見を聴いたうえで臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者は監督員の意見を聴かずに臨機の措置をとることができる。

受注者が臨機の措置をとった場合は、受注者は、その措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

監督員は、災害防止や本工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

受注者が第 1 項又は 2 項の規定により、臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

6.設計変更の対象とならないケース

以下のような場合においては、原則として設計変更できない。

- | |
|---|
| ① 設計図書に条件明示のない事項において、監督員と書面による協議を行わず、受注者が独断に判断して施工を実施した場合 |
|---|

受注者は、契約条項第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者(監督員)に提出し、確認を求める。

- | |
|--|
| ② 監督員と書面による協議を行ったが、現場指示を得ていない段階で施工を行った場合 |
|--|

契約条項第 18 条第 3 項の規定により、原則発注者は調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

- | |
|--|
| ③ 工事請負契約条項 18 条～25 条及び土木工事共通仕様書第 1 章第 15 節～第 17 節に定められた所定の手続きを経していない場合 |
|--|

発注者及び受注者は、協議、現場指示、工事内容の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う必要がある。

- | |
|---------------------------------|
| ④ 正式な書面によらない事項(口頭のための指示・協議等)の場合 |
|---------------------------------|

受注者は、現場指示（指示書の発行・同意書の取り交わし）があるまで施工を実施しない。ただし災害等で緊急を要する場合は、「工事請負契約条項第 26 条（臨機の措置）」に基づき受注者は臨機の措置を取らなければならない。その後、「工事請負契約条項第 26 条第 4 項」により発注者が負担することとなった場合は、設計変更を行う。

⑤ 技術提案書にて提案された内容の場合

技術提案書の内容については当社が認める場合を除き、契約の中で履行する必要があり、設計変更の対象とはしない。なお、故意または過失により、技術資料に基づく施工が履行できなかった場合は、違約金を請求する場合がある。

7.設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記のとおり契約前の段階、契約後は設計図書の照査により解決することが、スムーズな設計変更につながることになる。

【契約前】

契約前にあたっては、図面、仕様書、契約書(案)、現場説明書等に定める契約書類等をよく確認の上、見積書を提出するものとする。

受注を希望する者は、仕様書、図面、契約書(案)、現場説明書等を熟覧のうえ、見積書を提出しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、所定の手続きに則り、質疑を質疑回答書に記載し提出することで、その回答を求めることができる。

【契約後】

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約条項第 18 条第 1 項（1）から（5）に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

8.仮設・施工方法における「指定」・「任意」の使い分け

(1)「指定」・「任意」の定義

仮設・施工方法の指定・任意については、工事請負契約条項第 1 条第 4 項の定めを踏まえ、その取扱いについては適切に対応していく必要がある。

【工事請負契約条項第 1 条第 4 項】

4 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、本契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

仮設、施工方法の「指定」とは、上記の記載における「契約書及び設計図書に特別の定めがある」場合を指し、これは発注者が構造・施工法を指定していることを意味している。

また、仮設、施工方法の「任意」とは、「その定めがある場合を除いた」場合を指し、受注者が自らの責任で施工法を決め、施工することである。

任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行うものであり、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、以下の通り設計図書に示された施工条件と実際の現場が一致しない場合は設計変更の対象となる場合がある。

【事例】

- イ) 工事契約後の現地調査等により重機等施工機械の異動範囲の地盤強度が足りないことが判明し、当初契約時の設計図書にない仮設敷鉄板の必要性が認められる場合。
- ロ) 雨水排水管等の地下埋設物の設置の際、オープンカット（任意仮設）を見込んでいたが、現場の諸条件等を踏まえ合理的でないことが判明した場合や、発注時点で予期しえなかった現場条件が確認された場合。
- ハ) 工事用道路の使用に際して、既設のものを使用することとし、補修に関しては補修材の材質、数量を明示していたが、工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、明示した補修だけでは解決しないことが判明した場合。

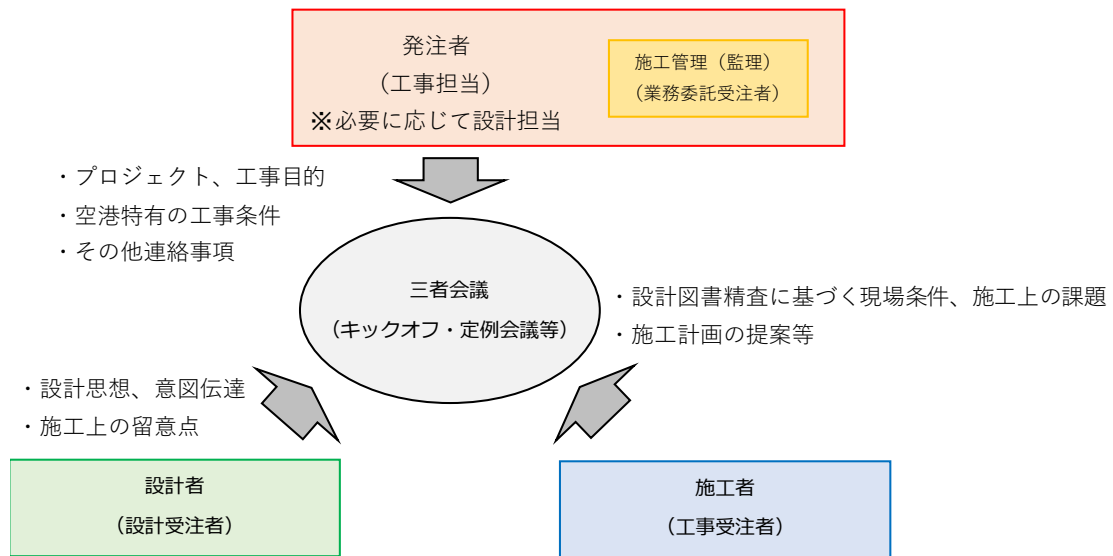
- 二) 現場説明書に交通誘導警備員 B の記載をしていたが、契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導警備員の配置について確認したところ、交通誘導警備員 A の配置を求められた場合。

9. 発注者間のコミュニケーション

(1) 三者会議（キックオフ・定例会議等）

① 目的

工事目的物の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前及び工事期間中において、発注者、設計受注者、工事受注者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組みである。



② 対象工事

三者会議は全工事での実施を推奨するが、工事規模や工事内容に応じて三者会議の必要性がないと判断する場合は、施工者と協議の上、省略するものとする。

③ 会議内容

- ・ 三者会議は下記の内容を標準とし、発注者は事前に課題や質問等の情報を取りまとめ、あらかじめ設計者に回答作成を依頼するなど、会議を円滑に進めるための準備をすること。なお、必要な資料は各者が作成するものとする。
- ・ 発注者から事業目的、設計思想、設計条件、協議調整条件及び現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。

- ・設計者から設計業務の成果品により設計及び施工上の留意点等の伝達を行う。
- ・施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件または設計・施工上の課題、設計照査結果や仮設設計画等に関すること及び新たな施工上の提案等の意見交換を行う。

④ 会議の開催時期

- ・三者会議は、原則工事着手前に１回目を開催するものとするし、その後は必要に応じて適宜定期的な開催を実施するものとする。（例 週１回、隔週１回、１か月１回 等）

⑤ 開催方法

- ・開催方法は発注者間で協議し決定するものとする。業務効率化の推進により、WEB会議の開催が好まれるが、必要に応じて現場事務所、会議室等での実施も可能とする。

（２）ワンデーレスポンス

① ワンデーレスポンス実施の目的

公共事業の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化した上で実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。また、工事及び業務等の発注、施工（履行）、引渡しにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すこととしている。

とりわけ、円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

ワンデーレスポンスは、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システム的なものとし、工事及び業務の現場等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1.品質確保への取組強化

発注者の品質確保への取組強化として、発注段階では予見不可能であった問題が発生した場合、必要な対処について発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2.工事の効率化

公共事業の受発注者に課せられた使命は、「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。受発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事及び業務を完成させる」ことがあげられる。安全と品質を確保した上で、受発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

② 実施方法

基本は「即日対応」とする。

1. 受注者からの質問、協議等への回答は、「その日のうちに」指示、通知等を行うことを原則とする。ワンデーレスポンスは、全て1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。
2. 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、通知すること。なお、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといったことがあってはならない。
3. 通知した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を通知する。
4. 回答に重要な判断が必要となる場合、発注者の統一見解の確認など、回答内容の確実性を重視する。この場合においても迅速さが求められることには変わらない。
5. ASP（情報共有システム）を活用するなど、ワンデーレスポンスの取組を推進し、受発注者間の協議や報告を適切かつ円滑に処理できるように努める。

6. ASP（情報共有システム）の活用その他、工事の効率化を図るため、受注者の意向を確認した上で、遠隔臨場や WEB 会議等の活用について、積極的に取り組む。

③ 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、発生する問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。